

## 財政能力証明について

以下の3つの書類の内1つを提出すること

		提出書類
1	自己資金で留学する学生	<p>銀行口座残高明細</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下に記載されている最低資金があること</li> <li>提出の1か月前以内に記帳されていること</li> <li>学生本人名義の口座であること</li> <li>英語、もしくは日本語訳されたものであること</li> </ul>
2	保証人資金で留学する学生 ※a)b)どちらも提出必須	<p>a) 保証人銀行口座残高明細</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下に記載されている最低資金があること</li> <li>提出の1か月前以内に記帳されていること</li> <li>保証人名義の口座であること</li> <li>英語、もしくは日本語訳されたものであること</li> </ul> <p>b)保証人同意書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保証人の自署があること</li> <li>提出の1か月以内の日付であること</li> <li>署名人と提出する銀行口座の保証人が同じであること</li> </ul>
3	奨学金（給付／貸与）で留学する学生	<p>奨学金／学生ローン／学資援助 証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金額・期間が記載されていること</li> <li>英語、もしくは日本語訳されたものであること</li> <li>給付／援助期間は武庫川女子大学在籍期間とし、それより以前の奨学金は不可。提出時に間に合わない場合は、まず交換留学期間中の財政援助の金額並びに証明書の発行日が記載された自大学の担当部署からの書類を提出すること。</li> </ul>
<p><b>最低資金：</b>            学生ビザ発行に係る移民局の規定を満たすには、以下の最低資金がカバーできることを残高明細で証明する必要があります。必ず日本円に換算して計算してください。</p> <p>1 学期間： ￥500,000            2 学期間： ￥1,000,000</p>		